

8月号CONTENTS

- 経営環境の変化に対応できるか
- FRM…財務リスクマネジメント 税務会計から財務会計への転換で求められるもの
- 企業を取巻くリスクとその対策 独立リスク
- 時流を読む 「第2位」でなくなる日本 「通販、コンビニ・百貨店を抜く」

経営環境の変化に対応できるか

第2回 消費者庁設置で変わる訴訟リスク

前回、消費者庁設立について書きましたが、それによって、具体的にはどのようなリスクが生まれるのでしょうか。

私が一番気になるのが「訴訟リスク」です。訴訟のリスクは、日本でも大きなリスクへ転換してきました。1995年7月、PL法（製造物責任法）が施行されました。また、98年1月、民事訴訟法が「早く、安く、立証しやすく」と、訴訟を起こしやすい環境が出来上がってきています。

次に注目したいのが「消費者団体訴訟制度」に損害賠償が追加される可能性と、「懲罰賠償制度」の導入の可能性です。

消費者団体訴訟制度は、すでに日本でも施行されました。現在は差し止め請求が主になっていますが、ここに損害賠償制度が追加されるのは近くなっているかと、私は感じています。その理由は、OECDからの圧力です。OECD加盟国の内、消費者団体訴訟制度に損害賠償制度がある国は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンなど9カ国だそうです。しかし、日本や中国などはその制度が導入されていないので、「自国メーカー保護」ではないかとOECDが圧力をかけているのです。しかも、5年以内に進捗状況を管理すると表明しています。それから3年が経とうとしています。あと2年しかありません。

この制度がスタートすれば、消費者に代わり消費者団体が訴訟に出て来るのです。そこには専門の

弁護士が付きます。これでは、企業側の勝ち目が少なくなります。

また、消費者団体は全国のネットワークで被害者の数を把握出来るため、訴訟に参加する被害者が急増する恐れがあります。つまり、1名の損害額は100万円でも、1万人の被害者が登場すれば、損失は100億円に変わります。訴訟金額が大きく膨れ上がる可能性を持っています。

次には懲罰賠償制度の導入です。本来「罰」には3種類あると思われます。刑事罰、営業停止などの行政罰、そして、民からの民事罰です。

日本では、この民事罰が少なかったと思うのです。まさに消費者の権利を奪い、メーカーを保護してきた日本の行政、政治の仕組みでした。しかし、消費者庁ができ、消費者団体訴訟制度の導入の流れなどから、懲罰賠償制度の導入が出来る可能性は高いと思われます。この制度が出来ると、実際の消費者の損失に上乗せされた損害賠償金を支払わなければならないようになります。リコール隠しなど悪質であればあるほど、2倍、3倍と、当該企業に制裁金が上乗せされます（国により、最高2倍など限定制度がある場合もある）。この度破綻したGMは6,000億円（1年の経常利益）を請求された過去があります。

日本でもこうした制度が出来ることが、訴訟リスクの増大となるのです。

Financial Risk Management 財務リスクマネジメント

税務会計から財務会計への転換で求められるもの

決算書の役割は、「税金を支払う」「投資家に対する開示」「銀行や取引先への開示」と、大きく分けられます。

これまで、中小企業は「税金を支払うための税務会計」で決算書を作ってきた、という所が多いことでしょう。

しかし、世界の流れは国際会計基準、リスク開示会計、時価主義会計の推進です。その結果、銀行も上場企業も破綻してきています。ダイエー、カネボウ、ミサワホーム、大京などの破綻もこれが原因です。つまり、投資家や銀行、取引先の会計です。

もし、この制度が中小企業に義務付けられたらどうなるのでしょうか。同じように破綻していく中小企業が増えるのではないのでしょうか。

2006年5月の新会社法施行で、政府は「中小企業会計基準」の指針を発表いたしました。これはまさに、投資家や取引先へのリスク開示会計、時価主義会計、国際会計基準と同じ定義なのです。この会計基準がいつ義務化されるかが大きな問題です。

話は変わりますが、皆さん、公認会計士試験の合格者数が急増していることを、ご存知でしょうか。平成20年の合格者数は、平成2年と比較すると約6倍に増えています。これは一体何を意味しているのでしょうか。

公認会計士に中小企業の会計の透明性を監査させ、監査報告を義務付けるとしたらどうなるのでしょうか。その時、用いられる会計基準は中小企業会計基準であり「財務会計」なのです。財務会計はリスク開示ですので、高い時に買った不動産、有価証券の資産評価の適正さや、退職金、貸し倒れなどのリスクの引当金などをチェックされます。

しかし、税金とはあまり関係がないからと言って、引当金を積んでいない企業が多いのが現状です。

いつ義務付けされてもよいように、今から財務会計を意識した決算書を作っていくことだと思います。そのためには、利益を出して財務力をつけていくしかありません。財務会計を忘れないでください。

シニアリスクコンサルタント® 浦嶋繁樹

日本税理士会連合会

「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト

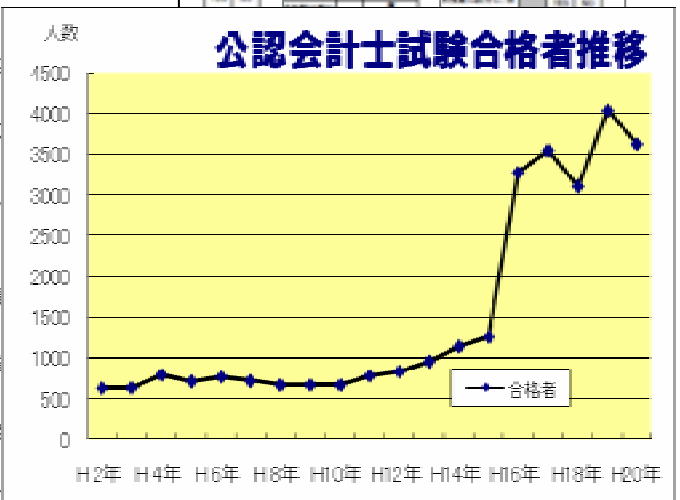
より抜粋

【H20年5月改訂】

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/checklist080522.pdf>

1. 残高証明書又は預金通帳等により残高を確認したか。
2. 手形の割引がある場合に、手形譲渡損を計上したか。
3. 営業上の債権のうち破産債権等で1年以内に弁済を受けることができない場合、これを投資その他の資産の部に表示したか。
4. 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないもの場合、これを投資その他の資産の部に表示したか。
5. 関係会社に対する金銭債権がある場合、項目ごとの区分表示又は注記したか。
6. 受取手形の割引額がある場合、これを注記したか。
7. 受取手形の裏書譲渡額がある場合、これを注記したか。
8. デリバティブ取引による正味の債権債務で時価評価すべきものがある場合、これを時価で評価したか。
9. 法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除したか。
10. 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒損失として計上したか。
11. 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて貸倒損失と貸倒引当金繰入額とを区別して表示したか。

項目	金額	項目	金額	項目	金額
現金	100	現金	100	現金	100
受取手形	100	受取手形	100	受取手形	100
買掛金	100	買掛金	100	買掛金	100
固定資産	100	固定資産	100	固定資産	100
負債	100	負債	100	負債	100
純資産	100	純資産	100	純資産	100



営業全般の統括指揮にあっていた役員が主力の社員とともに独立 主要取引先も奪われ売上げが50%ダウン、資金繰りに窮し廃業へ

独立リスク

平成〇〇年兵庫県の空調機器メンテナンス業者A社において、営業全般を統括していたB役員が主力営業社員から現場担当社員までのほぼ半分を引き連れるかたちで独立した。約半分の主要取引先も奪われる形となり、A社はこの10年間で積み上げてきた取引先と売上げを、一瞬にして失うこととなった。体制の再構築を試みるも、信用不安から資金繰りに窮し自己破産申請を余儀なくされた。B役員はA社創業時からの社長の右腕として活躍してきた人物である。

たたきあげの創業社長が企業を発展させていく過程において、一般的に社長自らの果たす役割はどんどん変化していきます。

その変化の中で、それまでは自ら手がけていた仕事を他の役員であったり社員に任せ、自身は「経営」という仕事に特化していくといったことが往々にしてあると思われます。

上述の例の場合も、社長はB役員を信頼し能力を評価していたからこそ、通常の業務に関する意思決定は全面的にB役員に委ねていたのでしょう。

にも関わらず、B役員が反旗を翻すようなかたちでの独立に踏み切った理由を分析する必要があります。

【想定できる理由】

- ・報酬に関する不満
- ・社長に対する不満、反発
- ・自らに与えられた役割に関する不満
- ・A社そのものの将来に関する不安

※発生頻度と損害の大きさ(強度)について

発生頻度については、企業理念の共有や企業統治体制(コーポレートガバナンス)の構築に努めていない企業は間違いなく高くなると考えられる。強度については業種・各企業ごとに異なるが、少数の取引先に依存している企業ほど影響力は大きくなる。

【リスク対策】

※リスクコントロール対策(技術的対策)

企業を効率的に発展させていくためには、適材適所にて、社長を含めた各人材が最大限の役割を果たしていくことが重要であるのは言うまでもありませんが、存続という観点から見ると、特にキーマンとは「企業理念が共有できているか?」「中長期的な事業計画が共有できているか?」といった確認作業を怠ることは出来ないでしょう。

1. 企業統治体制(コーポレートガバナンス)の構築
2. 企業理念の確立・共有
3. 中長期的な事業計画の策定・共有
4. 評価・処遇制度の確立

株式会社アルマック関西
リスクコンサルタント・社会保険労務士
伊藤 健吾

8月12日(水) 18:30~全国FM研究会:「CRE対策の最新動向」~企業経営と不動産のリスクについて~

※詳細は、http://www.almac.co.jp/page_html/rm_study/index.html か、末尾記載の連絡先にお問合せ下さい。

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

「第2位」でなくなる日本

早ければ今年中に中国の国内総生産（GDP）の規模が日本を上回り、アメリカに次いで第2位となる。

日本が世界第3位から、西ドイツを抜き第2位になったのは1968年だった。そして、41年目で第2位の地位を中国に明け渡すことになる。

中国の成長率は、08年で年率16%になった。日本の成長率を見ると、1956年から73年までが平均9.1%。74年から90年までが3.8%。そして、91年から08年までは1.1%と下落している。まさに、伸び率でリスクを吸収できない時代なのだ。

リスクマネジメントの精度が高い経営ができないと、倒産の可能性が高くなるということになる。また、含み益が出にくい環境であることも、経営を圧迫している。特に地方にそうした面が顕著に現われている。

通販、コンビニ・百貨店を抜く

つい数ヶ月前、コンビニが百貨店を追い抜く話があったが、今度は通販がそれを上回った。内訳ではその7割がネット通販であり、その成長率は22%にのぼる。中でも楽天は08年の売上高は6,638億円で24%の成長だった。

流通の社会の変化は、百貨店をスーパーが追い抜き、さらに百貨店をコンビニが追い抜く。利益ではすでにスーパーをコンビニが上回っている。しかし、先日のセブンイレブンに対する公正取引委員会の「弁当価格の値引き規制が不当」との判断から、今後コンビニ業界の利益率に大きな影響を与える恐れがある。

その一方で通販が百貨店、コンビニを追い抜いたのは、新しい流通革命が起きていることを認識させる。

これに対応するため、ユニクロ、イトーヨーカ堂なども参入し、それぞれ売上げを伸ばしている。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

編集後記

【小児生活習慣病 予防検診】のおしらせが、学校で配布されました。任意ですが、とても重要な意味をもつと認識しています。▼数年前、所謂生活習慣病の低年齢化を危惧し、地域一丸となって対策に奔走し成果をあげている地域医療従事者の発表を耳にしました。任意であるため、一番受けてほしい（生活習慣病罹患が疑われる）生徒に受診して貰えない点が指摘されていました。受診後の結果により、栄養指導その他諸々の指導を受けることも出来るのに。▼一緒に配布された資料（市教育委員会保健体育課作成）には、興味深いデータも記載されていました。受診率の推移と、生活習慣病因子を持たない者の推移が同じ曲線を描いている...。受診率が上がることにより、生活習慣病因子を持たない者も増加しているのです。また、同じ生徒達の3年後の結果比較でも、明らかに改善結果が顕れていました。「児童生徒本人や家庭において、健康管理の意識が徐々に高まりつつある」と結ばれていました。生活習慣病の危険性と対策は充分認識し、我が子の一番のリマジンナーたれと願う母は、勿論申込をいたしました。（櫻井）



ご意見・ご要望は上記までお寄せください。